

## 一般競争入札公告

沖縄県海洋深層水研究所が発注する「沖縄県海洋深層水研究所機械棟アルミ建具取替及び屋上マンホール改修業務」について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年8月31日

沖縄県海洋深層水研究所長 鳩間 用一

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名称 沖縄県海洋深層水研究所機械棟アルミ建具取替及び屋上マンホール改修業務
- (2) 業務場所 沖縄県海洋深層水研究所 機械棟（沖縄県島尻郡久米島町字真謝 500-1）
- (3) 業務内容 沖縄県海洋深層水研究所機械棟のアルミドア3箇所（機械室1箇所、電気室2箇所）の取替及び屋上マンホール蓋3箇所の改修を行う。
- (4) 業務期間 契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

### 2 一般競争入札参加資格要件

「沖縄県海洋深層水研究所機械棟アルミ建具取替及び屋上マンホール改修業務」一般競争入札（以下「本入札」という。）に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 入札参加資格確認申請期限日から当該業務の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請期日以前6ヵ月以内に、取引銀行において不渡手形および不渡り小切手を出した者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 次の各号に該当しないこと。
  - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその会計者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）
  - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
  - ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。
- (7) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守できる者であること。
- (8) 過去2年以内に同種同規模以上の実績を有すること。
- (9) 沖縄県の令和5年・6年度入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されていること。
- (10) 本所に配置予定の管理技術者及び担当技術者は、本業務に必要とする資格を有し、受注者と直接的な雇用関係を有すること。

### 3 申請書等の提出および本入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を申請期間内に次の場所に提出し、本入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書および資格確認資料を提出しない者、並びに競争参加資格がないと判断された者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出する書類

- ア 一般競争入札確認申請書
- イ 法人登記簿本の写し（最新のもので、6ヶ月以内に交付されたもの）
- ウ 財務諸表（直近の決算報告書：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を含む）
- エ 県税（法人事業税）に関し未納がないことを示す納税証明書（直近3年間分）の写し（最新のもので、6ヶ月以内に交付されたもの）
- オ 過去2年以内の同種同規模の実績がわかる資料

(2) 申請書等の提出期間

令和5年8月31日（木）から令和5年9月14日（木）

(3) 申請書等の提出場所

〒901-3104 沖縄県島尻郡久米島町字真謝 500 番 1  
沖縄県海洋深層水研究所宛

(4) 申請書等の提出方法

持参もしくは郵送（書留もしくは特定記録郵便による。ただし、不備等がある場合、申請期間内に補正しなければならない。）で提出すること。FAX および電子メールによる提出は受け付けない。なお、提出された書類は返却しない。

(5) 入札参加資格の確認結果通知

令和5年9月19日（火）までに電話および書面により通知する。

(6) 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。

(7) 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

- ア 商号または名称
- イ 住所または所在地および電話番号
- ウ 氏名（法人にあたっては、代表者の氏名）
- エ 使用印鑑
- オ 法人にあたっては資本金

(8) 資格の取り消し等

- ア 入札参加の資格を有する者が、2の入札参加資格要件を満たせないことになった場合は、当該資格を取り消し、またはその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- イ 入札参加資格を取り消したときは、当該者にその旨を通知する。

#### 4 入札執行の場所および日時

入札は郵送方式(書留もしくは特定記録郵便による。)で行う。

- (1) 宛先           〒901-3104 沖縄県久米島町真謝 500 番 1 沖縄県海洋深層水研究所
- (2) 提出書類     入札書(二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒に事名、入札日を記載の上封書して提出するものとする。)
- (3) 到達期限     初回   : 令和5年9月26日(火)  
                  再入札: 令和5年10月3日(火)
- (4) 開札日時     初回   : 令和5年9月27日(水) 午後1時30分  
                  再入札: 令和5年10月4日(水) 午後1時30分

#### 5 入札および契約の手続きにおいて使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨

#### 6 入札保証金

本入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金またはこれに代わる担保を納付または提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社および公団を含む。)または本県もしくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

#### 7 入札書に記載する金額

入札金額については、本業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするもので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札書には、業務名および業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (2) 入札を希望しない場合には参加しないことができるので、入札辞退届を郵送または持参により提出すること。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格者のない者が行った入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人物が同一事項について行った2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印章または重要な文字が誤脱し、または不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 談合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

## 10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない沖縄県海洋深層水研究所職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、4(3)及び4(4)の日程のとおり再度入札を行う。なお、再度の入札は1回のみとする。1回目の入札で落札者がいない場合は電話等により迅速に通知する。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

## 11 その他

- (1) 申請者および資格確認資料の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された申請書および資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出期限以降における申請書および資格確認資料の差し替えおよび再提出は認めない。
- (4) 申請者および資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れがあった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (5) 契約締結後、契約金額の変更協議を行い、契約金額を変更する場合、変更後の契約金額は、元契約金額を元設計額で除した値に変更設計額を乗じた額とする。
- (6) その他詳細については、入札説明書による。

## 12 本案件に関する質問・回答

質疑については、質疑書に質問事項を記載のうえ、以下のとおり提出するものとする。質疑事項がなければ提出は不要とする。なお、簡易な質問であれば電話でも受け付ける。

- (1) 提出期間 令和5年8月31日（木）から令和5年9月14日（木）までの、午前9時から午後5時の間（土曜、日曜、祝日を除く）
- (2) 提出場所 〒901-3104 沖縄県島尻郡久米島町字真謝500番1 沖縄県海洋深層水研究所  
TEL : 098-896-8655 FAX : 098-896-8658 E-mail : xx049440@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 質疑書の提出方法  
持参または郵送、FAX 及び電子メールによる。提出期間を過ぎたものは受け付けない。なお、提出された書類は返却しない。
- (4) 回答方法  
令和5年8月31日（木）から令和5年9月14日（木）までの間、入札参加者に通知する。